

## 加古川市都市計画マスタープランの改定及び 加古川市立地適正化計画の策定について

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。前回改定（平成29年4月）から、全国的な人口減少・超高齢社会の進展、自然災害の頻発・激甚化などの社会情勢の変化に加え、本市では国道2号線の拡幅・対面化や東播磨南北道路、神吉中津線（新橋梁）等の道路ネットワークの充実に取り組んでおり、都市構造や人の流れに大きな変化が生じています。さらに、令和2年には、播磨臨海地域道路の内陸・加古川ルート選定、東加古川駅付近連続立体交差事業の着工準備採択がなされるなど、まちづくりを進める上で大きな転換期を迎えています。

このような背景を踏まえ、以下のとおり、都市計画マスタープランの改定を行います。また、災害に強いまちづくりと併せてコンパクトシティの形成に向けた取組をより一層進めるため、都市計画マスタープランで定める土地利用の方針に加え、都市再生特別措置法に基づく加古川市立地適正化計画を策定し、市街化区域内において、居住機能や都市機能を誘導する区域を設定することで、持続可能で安全・安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### 1 計画名

「加古川市都市計画マスタープラン」及び「加古川市立地適正化計画」

### 2 計画期間

概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、令和12年を計画の目標年次とする。

### 3 計画の骨子（案）

#### （1）加古川市都市計画マスタープラン

##### ◎全体構想

##### ○目指すべき都市像

加古川市総合計画に掲げる『夢と希望を描き 幸せを実感できるまち 加古川』

##### ○都市整備方針

土地利用の方針/基盤施設整備の方針/公共交通の方針/水と緑のまちづくりの方針/  
景観形成の方針/市街地整備の方針/防災まちづくりの方針

##### ◎地域別構想

加古川地域/加古川北地域/野口地域/平岡地域/尾上地域/別府地域/  
両荘地域/加古川西地域/志方地域

#### （2）加古川市立地適正化計画

##### ◎定める事項

都市機能誘導区域（誘導施設）/居住誘導区域/防災指針

##### 【都市機能誘導区域】

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

##### 【居住誘導区域】

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスとコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。

#### 4 今後のスケジュール

令和3年度 素案の作成

令和4年度 市民説明会、パブリックコメント、都市計画審議会（諮問）

令和5年4月 加古川市都市計画マスタープラン改定、加古川市立地適正化計画策定